

警報発令時の対応について

午前6時の時点で、東京23区東部に大雨、洪水、暴風、大雪のうち、「特別警報」、または、「警報」が出た場合は以下のように対応する。

- ①午前8時30分までに「警報」が解除された場合、3限より始業
- ②午前10時までに「警報」が解除された場合、5限より始業
- ③午前10時の時点で「警報」が出ている場合、1日自宅学習

※午前6時以降、登校時までには上記特別警報、および警報が発令された場合も準ずる。

※東京23区東部は、台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区の7区。

※23区東部外から通学する生徒は、自宅および通学経路の地区に上記の特別警報または警報が出た場合を含む。